

# 第 18 回士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 11 月 28 日

士別市農業委員会

## 第 18 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 11 月 28 日（月曜日）  
午後 1 時 30 分開会  
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- |        |         |                             |
|--------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について       |
| 日程第 2  | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について          |
| 日程第 3  | 報告第 3 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 4  | 報告第 4 号 | 使用貸借契約の解約について               |
| 日程第 5  | 報告第 5 号 | 賃貸借契約の解約について                |
| 日程第 6  | 報告第 6 号 | 農地所有適格法人の認定審査について           |
| 日程第 7  | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について             |
| 日程第 8  | 議案第 2 号 | 農地法第 2 条の規定による農地の判断について     |
| 日程第 9  | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について      |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画の決定について            |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農用地の買入協議に係る要請について           |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について  |

---

### 出席委員（25 名）

- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1 番  | 上野 浩二 君  | 2 番  | 湯浅 悦子 君  |
| 3 番  | 山下 篤 君   | 4 番  | 松井 薫 君   |
| 5 番  | 古川 昇 君   | 7 番  | 森野 良次 君  |
| 8 番  | 鈴木 淳一 君  | 9 番  | 寺崎 徳仁 君  |
| 11 番 | 工藤 修一 君  | 12 番 | 岡崎 京子 君  |
| 13 番 | 本間 一明 君  | 14 番 | 柳 眞由美 君  |
| 15 番 | 梅津 宣保 君  | 16 番 | 遠藤 英俊 君  |
| 17 番 | 沼舘 初男 君  | 18 番 | 鈴木 茂樹 君  |
| 19 番 | 佐久間 弘美 君 | 20 番 | 渡辺 亨 君   |
| 21 番 | 村上 幸博 君  | 22 番 | 栗本 勝 君   |
| 23 番 | 中山 義隆 君  | 24 番 | 鈴木 庄一郎 君 |
| 25 番 | 小野寺 悦子 君 | 26 番 | 木下 一彦 君  |
| 27 番 | 保科 隆志 君  |      |          |

---

#### 出席説明員（4名）

事務局長	林	秀忠君
主査	小林	泉君
主事	古閑	俊祐君
事務員	佐々木	濤君

---

#### 4. 会議の概要

（午後 1時30分 開会）

##### ●議長（保科隆志君）

第18回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、7番 森野良次委員、8番 鈴木淳一委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

##### ○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「中澤委員」「新田委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

##### ○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外11件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

##### ●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

##### ●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

---

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●の再認定、1 件の変更認定がありました。

なお、累計は、増減無しの 435 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 3、報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第 3 条の 3 の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号 1 番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に日程第 4、報告第 4 号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 4 号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外11件より解約の通知がありました。  
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、報告第6号 農地所有適格法人の認定審査について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、●●●●株式会社より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所有適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として、はじめて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し要件に適合するかどうか審査するものであります。

申出のあった法人、東2条5丁目13番地2 株式会社●●●● 代表取締役●●●●、構成員●名、主業種、農業とする法人であります。令和4年11月4日に審査の申出があり、11月14日に審査会を開催いたしました。審査委員は、保科会長と法人が主に川西町の農地を取得予定でありますので、川西担当地域の農業委員により審査を行いました。

審査の結果につきましては、農地所有適格法人としての要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の5つの要件にすべて満たしていると判断されました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第6号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありませんでしたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町44線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積558㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和52年に格納庫を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積1,822㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和62年に格納庫を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中士別町6線西、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積2,191㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地●●●●・●●●●につきましては、大正2年に住宅を建設し、●●●●につきましては、昭和2年に納屋・昭和34年に酪農舎を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町36線西・35線東、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、田・畑、現況、雑種地・宅地、面積あわせて458㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、平成8年に格納庫を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

番号5番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町36線西・35線東、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、田・畑、現況、雑種地・宅地、面積458㎡、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地●●●●につきましては、昭和年月日不詳より資材置き場として利用し、●●●●につきましては、平成8年に格納庫を建設し、現在も宅地利用されている土地であります。

いずれにおきましても、本来、転用案件であります。士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

現地確認につきましては、番号1番は11月9日に、番号2番は10月31日に、番号3番は11月1日に、番号4番は11月11日に、番号5番は11月4日に、いずれも各担当地区農業委員3名または4名により実施をしております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第2号 農地法第2条の規定による農地の判断について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 農地法第30条の規定により実施した農地利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項に定める農地該当の可否について、ご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、所在、西土別町、地番、●●●●、地目、現況、畑、面積303㎡。

農地利用状況調査につきましては、10月11日に担当地区農業委員により実施いたしました。

以上の案件につきましては、再生困難な農地であることから、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないため、非農地と判断するものであります。

なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、所有者及び市・法務局等の関係機関に非農地通知書の送付をいたします。

以上で、説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第9、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人 ●●●●、 受人 ●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外2

筆、地目、田、面積 2,860 m<sup>2</sup>、契約の内容は贈与であり、譲り受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 10、議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44 線東)、地番、●●●●、地目、田、面積 5,178 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(43 線東)、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 72,531 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 3 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 6 筆、地目、・畑、面積 58,444 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 4 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 6,934 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 5 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(29 線南)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 59,533 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 6 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(24 線南)、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 137,719 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、



農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19線南)、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積29,319㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(17線南)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積50,258㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(16線北)、地番、●●●●外0筆、地目、田、面積32,835㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30・31線西)、地番、●●●●●外18筆、地目、田、面積32744.78㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号11番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●●外27筆、地目、田・畑・用悪水路、面積20,6355㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号12番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●●外7筆、地目、田・畑、面積69,280㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号13番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(45線東)、地番、●●●●●外10筆、地目、田・畑・用悪水路、面積98,833㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号14番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6線東)、地番、●●●●●外24筆、地目、田・畑、面積154,787㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号15番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6線東)、地番、●●●●●外7筆、地目、田、面積62,922㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号16番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(2線西)、地番、●●●●●外6筆、地目、田、面積9,072㎡、賃貸料、使用貸借のため無償で●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号17番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(45線東)、地番、●●●●●外13筆、地目、田・用悪水路、面積103,183㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号18番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西1条20丁目、地番、●●●●●外28筆、地目、田・畑、面積248,172㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号19番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西1条20丁目、地番、●●●●●外0筆、地目、田、面積5,076㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、経

営移譲により借り受けるためであります。

番号 20 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 19 筆、地目、田・畑、面積 211,257 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 21 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外 53 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 345,460 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 22 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 2,064 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 23 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(19 北、20 北・南)、地番、●●●●外 19 筆、地目、田、面積 359,642 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 24 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(19 線北)、地番、●●●●、地目、田、面積 423 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 25 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(9 線西)、地番、●●●●外 11 筆、地目、田・畑、面積 260,988 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 26 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(26・27 北・南)、地番、●●●●外 11 筆、地目、田・畑、面積 185,896.52 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 27 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(34・36・37 線東)、地番、●●●●外 73 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 513,936 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

以上、27 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 1 番について小野寺委員の発言はご遠慮願います。

ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第11、議案第5号「農用地の買入れ協議に係る要請について」事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づき申出のあった、農用地の買入れ協議に係る 要請の可否について審議願います。

番号1番 申出者 ●●●●、申出年月日 令和4年11月10日、申出の理由 労働力不足により離農、所在 北町、地番●●●● 外12筆、地目 田・畑・用悪水路、面積 合わせて 130,931 m<sup>2</sup>

以上の案件につきまして 調整を図りましたが、農用地の価格についての意向の不一致により、調整が整わないという結果になりました。当該農用地は、周辺地域の農用地の保有・利用状況、及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用集積を図ることが望ましい農用地であり、北海道農業公社による買入が必要と認められます。

以上で、説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。  
(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第4号 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 議案第4号、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出についてご説明申し上げます。

本意見につきまして、農業委員会に関する法律の第38条にもとづき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項の事務をより効率的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるとき、改善についての具体的な意見を提出するもので、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されることが求められるものです。詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 ご審議をお願いいたします。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第18回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）